

～難聴児の補聴器購入をお考えの方へ～

難聴児補聴器購入助成事業のお知らせ

多賀城市では、身体障害者手帳の交付対象にならない難聴の児童へ補聴器の購入費用の一部を助成する制度があります。

【対象になる方】 ※1～3すべてを満たす方

1. 18歳未満の児童
2. 両耳の平均聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと
3. 補聴器を使うことで、脳の発達や言語の習得に効果があると医師が判断した場合

※対象児童及び対象児童の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上いる方は制度対象外となります。

【自己負担額】

補聴器の基準額（見積額）のうち、2/3が助成されますので、自己負担額は助成額を差し引いた残額となります。（費用の約1/3）補聴器の種類により、基準額が異なりますので詳しくはお問合せください。

また、基準額を超える補聴器を購入される場合、基準額を超える分については自己負担となります。

【助成の流れ】

市役所窓口で申請 → 決定通知書・支給券の送付 → 購入業者から納品・支払い

※申請から納品までは通常2週間から1か月です。

【申請に必要なもの】

- 申請書
- 印鑑（朱肉を使って押すもの。スタンプ印不可）
- 指定医の医師意見書（様式は窓口にて配布しております。）

■ご不明な点は下記までお問合せください。

お問合せ先

多賀城市保健福祉部社会福祉課 障害福祉係

電話：022-368-1141（内線 167・168）

FAX：022-368-1747